

釧路市スポーツ振興助成条例に基づく助成基準

(昭和56年4月1日改正)

(平成7年3月1日改正)

(平成8年4月1日改正)

(平成12年4月1日改正)

(平成18年4月1日改正)

(平成19年4月1日改正)

(平成22年6月15日改正)

(平成25年4月1日改正)

(平成26年4月1日改正)

(平成30年9月25日改正)

(平成31年1月4日改正)

(平成31年4月1日改正)

(令和6年4月1日改正)

(目的)

第1条 この基準は、釧路市スポーツ振興助成条例（昭和45年釧路市条例第25号。以下「条例」という。）第2条の規定により教育委員会が行う助成の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(大会等事業開催助成)

第2条 教育委員会は、日本スポーツ協会（加盟競技団体含む）及びこれに類するスポーツ団体、公共機関、社会福祉団体、報道機関その他の団体並びに個人（釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団関係事業者」という。）を除く。以下これらを「スポーツ団体等」という。）が、次の各号のいずれかに該当するスポーツ振興のため特に意義があると認められる事業を開催する場合に、その種目、規模、所要経費、事業内容等を精査し、必要と認めた額を当該スポーツ団体等に対して助成する。

- (1) 児童、生徒を主体として参加させる全市的なスポーツ大会
- (2) 各種講習会、競技大会等
- (3) 市内において開催される全道大会以上の規模の大会。ただし、会社等の福利厚生や親睦を目的とした大会を除く。

(派遣助成の対象)

第3条 教育委員会は、次に掲げる者に、派遣に係る助成金を交付する。ただし、同一の個人に対する助成は、国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）に出場する場合を除き、年2回を限度とする。

- (1) 全日本各競技連盟（日本スポーツ協会加盟団体であるものに限る。）が主催する競技会に、競技水準の高い者として選抜され、又は当該競技会の北海道予選大会を経て優秀な成績を収め大会開催要項に基づく選手として出場する小学生

北海道各競技連盟（北海道スポーツ協会加盟団体であるものに限る。）が主催する競技会に、競技水準の高い者として選抜され、又は当該競技会の地区予選において第1位から第3位までの成績を残し、大会開催要項に基づく選手として出場する小学生

- (2) 条例第2条第3号の競技会（全日本各競技連盟が主催する競技会にあつては、当該連盟が日本スポーツ協会加盟団体であるものに限る。）に、競技水準の高い者として選抜され、又は当該競技会の地区予選又は地方ブロック予選において第1位から第3位までの成績を残し、大会開催要項に基づく選手として出場する中学生
 - (3) 条例第2条第3号の競技会（全日本各競技連盟が主催する競技会にあつては、当該連盟が日本スポーツ協会加盟団体であるものに限る。）に、競技水準の高い者として選抜され、又は当該競技会の地区予選又は地方ブロック予選において第1位の成績を残し、大会開催要項に基づく選手として出場する高校生
 - (4) 前3号に定める者を引率する監督又は引率責任者
 - (5) 前各号に定める者のほか、教育委員会が特に必要と認める者
- 2 前項各号に定める対象者（以下「助成対象者」という。）が暴力団員である場合は、前項の規定にかかわらず、助成金を交付しない。
- 3 第1項第4号に規定する者が同一の大会につき2人以上ある場合は、そのうち1人を限度に助成金を交付する。

（派遣助成の額）

第4条 中学校体育連盟が主催する大会に、前条第1項第2号、第4号又は第5号に規定する者を派遣する場合の当該者に対する助成額は、次の各号に掲げる額を合計した額とする。

(1) 運賃として、次のアからオまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからオまでに掲げる額

ア 釧路市で開催される大会に参加する場合 釧路地区（平成17年10月11日の3市町の合併前の釧路市の区域をいう。以下同じ。）と阿寒地区（平成17年10月11日の3市町の合併前の阿寒町の区域をいう。以下同じ。）間を移動するときにあつては当該区間の往復に要するバス料金、釧路地区と音別地区（平成17年10月11日の3市町の合併前の音別町の区域をいう。以下同じ。）間を移動するときにあつては当該区間の往復に要する鉄道普通運賃、阿寒地区と音別地区間を移動するときにあつては当該区間の往復に要するバス料金及び鉄道普通運賃の額

イ 市外で開催される大会に参加する場合（競技会開催地までの距離が50km以上のとき） 競技会開催地までの往復に要する鉄道普通運賃（学割、往復割引等による運賃の割引措置があるときは、当該割引後の額）及び急行料金の額

ウ 市外で開催される大会に参加する場合（競技会開催地までの距離が100km以上のとき） 競技会開催地までの往復に要する鉄道普通運賃（学割、往復割引等による運賃の割引措置があるときは、当該割引後の額）及び特別急行料金の額

エ イ及びウの運賃の算定にあたり、居住地が阿寒地区の場合は、釧路駅までの往復バス料金を加算する。また、居住地が音別地区の場合は、音別駅を起点として算定する。

オ アからエまでに掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める場合 教育委員会が必要と認める額

(2) 宿泊費として、宿泊数（競技会開催地が道内で開催地までの距離が片道100km未満の場合にあつては1泊、競技会開催地が道内で開催地までの距離が片道100km以上の場合にあつては2泊、競技開催地が道外の東日本（中部以東の地域をいう。）の場合にあつては3泊、競技開催地が西日本（近畿以西の地域をいう。）の場合にあつては4泊を限度とする。）に2,000円を乗じて得た額

(3) 食事代として宿泊数に400円を乗じて得た額

2 前項に定めるもののほか、助成対象者を大会に派遣する場合の1人当たりの助成額は、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に掲げる額とする。ただし、全国大会（国スポを除く。）が道内（市外に限る。）において開催される場合の助成額は、同表右欄の金額に2分の1を乗じて得た額とする。

区分	大会	1人当たりの金額
小学生	全道	10,000円
	全国	23,000円
中学生	全国	38,000円
	国スポ	10,000円
高校生	全国	25,000円
	国スポ	10,000円

3 前条第1項第1号から第3号まで及び第5号に規定する者が、同一の大会において複数の種目に出場する場合においても、1人当たりの助成額は、前2項の規定により算出した額とする。

4 前条第1項第4号に規定する者を競技会に派遣する場合の助成額は、第2項の表に掲げる区分のうち当該競技会への出場者が最も多く属する区分に応じた、同表に掲げる額とする。

（国際競技大会参加助成）

第5条 教育委員会は、スポーツ団体等がオリンピック、世界選手権大会、アジア選手権大会等の外国で開催される国際競技会（親善大会を除く。）に参加するときは、当該参加者（大会開催要項に基づく選手並びに当該者を引率する監督又は引率責任者に限る。）1人につき5万円の助成金を交付する。

2 前項に規定する監督又は引率責任者が同一の大会につき2人以上ある場合は、そのうち1人を限度に助成金を交付する。ただし、国際競技会（親善大会を除く。）が国内において開催される場合の助成額は、2万5千円とする。

（助成金の控除）

第6条 第3条及び前条の助成金を交付する場合において、助成対象者の参加に要する経費の一部を主催者が負担したときは、前2条の規定により算出した助成額から、主催者が負担した額を控除した額を助成対象者に対し助成するものとする。

（助成金交付決定の取消し等）

第7条 教育委員会は、第2条又は第5条の規定により助成金交付決定の通知を受けた者又は助成金の交付を受けた者が、暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者であることが判明したときは、助成金交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

2 教育委員会は、第3条の規定により助成金交付決定の通知を受けた者又は助成金の交付を受けた者が暴力団員であることが判明したときは、助成金交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

別記1

第2条に規定する暴力団関係事業者に該当するもの

(1) 役員等（助成金交付を申請しようとする者が個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは助成事業に係る事務所の代表者を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）であると認められるもの

- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるもの
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるもの
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは関与していると認められるもの
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

別記2

第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当するもの

- (1)～(5) 別記1と同じ。
- (6) 役員等が、助成事業の実施における購入、賃貸借、雇用、請負、委任その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるもの
- (7) 役員等が、上記(1)から(5)までのいずれかに該当するものと助成事業の実施において購入、賃貸借、雇用、請負、委任その他の契約を締結していた場合（(6)に該当する場合を除く。）に、市が役員等に対して当該契約の解除を求めたにも関わらずこれに従わないもの